

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 2 月 25 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称

株式会社ウォーターサービス五木

住所

奈良県葛城市當麻44番地3

代表者氏名

代表取締役 福西哲

電話番号

TEL 0745-48-0225 FAX 0745-48-0226

FAX番号

メールアドレス

info@waterservice-itsuki

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 2 月 25 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社ウォーターサービス五木
奈良県葛城市當麻44番地3
代表取締役 福西哲



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 福西 哲	
取締役 岩谷 友博	
取締役 藤山 浩二	
監査役 福西 紗子	
事業の範囲	水道メーター取替え
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ウォーターサービス五木
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0276 住所 奈良県葛城市當麻44番地3 電話番号 FAX番号 TEL 0745-48-0225 FAX 0745-48-0226 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
溝畠 篤 田中 健太郎	第 237865号 第 253942号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 2 月 25 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	1.017°カッター ・金切りのこ ・盐ビカッター ・塩ビカッター	PC-50 VC40 VC20	2 2 5 5	
管の加工用 機械器具	やすり 1.017°ねじ切り器	300平型判 牛軋	3 1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ 1.017°レンチ スパナ	ガスボンベ式 13mm～100mm	4 4 4	
水圧テスト ポンプ	牛軋式 テスト	T50K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいづれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 2 月 25 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社ウォーターサービス五木

奈良県葛城市當麻44番地3

代表取締役 編 西 哲



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市當麻44番地3
株式会社ウォーターサービス五木

会社法人等番号	1500-01-005586	
商 号	株式会社ウォーターサービス五木	
本 店	奈良県大和郡山市伊豆七条町37番地の38	昭和59年12月31日
	奈良県葛城市當麻44番地3	平成28年 3月15日移転
	平成28年 3月24日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和57年3月12日	
目的	1. 水道・ガスに関する検針及びメーター取替えの業務 2. 水道及びガスマーターの代理店方式による販売・修理の業務 3. 水道及びガス料金徴集の業務の受託 4. 庁舎の管理・清掃及び漏水・漏気調査等の業務 5. 給排水・衛生・冷暖房設備の設計・施工・修理の業務 6. 労働者派遣業 7. その他前各号に附帯関連する一切の業務 平成19年 8月17日変更 平成19年 8月22日登記	
発行可能株式総数	3万2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 福 西 哲 /	平成29年 1月31日重任
		平成29年 2月10日登記

奈良県葛城市當麻44番地3
株式会社ウォーターサービス五木

	取締役 溝 畑 徹	平成29年 1月31日重任 ----- 平成29年 2月10日登記 ----- 令和2年11月30日辞任 ----- 令和2年12月14日登記
	取締役 岩 谷 友 博	平成29年 1月31日重任 ----- 平成29年 2月10日登記
	取締役 藤 山 浩 二	平成30年 5月20日就任 ----- 平成30年 5月31日登記
	奈良県大和郡山市小泉町946番地の7 代表取締役 福 西 哲	平成29年 1月31日重任 ----- 平成29年 2月10日登記
	監査役 福 西 純 子	平成29年 1月31日重任 ----- 平成29年 2月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成29年 2月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月10日移記	



奈良県葛城市當麻44番地3
株式会社ウォーターサービス五木

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年1月18日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



株式会社ウォーターサービス五木

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ウォーターサービス五木と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道・ガスに関する検針及びメーター取替えの業務
2. 水道及びガスマーターの代理店方式による販売・修理の業務
3. 水道及びガス料金徴集の業務の受託
4. 庁舎の管理・清掃及び漏水・漏気調査等の業務
5. 給排水・衛生・冷暖房設備の設計・施工・修理の業務
6. 労働者派遣業
7. その他前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、32,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株券の発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 9 条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、500株券の4種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(特定の株主からの自己株式の取得)

第 16 条 当会社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当会社は会社法第 160 条第 2 項及び同条 3 項の規定を適用しないものとする。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 17 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 18 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 19 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権

を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第 20 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 21 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第 22 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに

提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 25 条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 26 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 28 条 取締役の欠員等に備えて行う補欠の取締役の選任決議は、当該決議後 10 回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定

することができる。

(取締役会の招集)

- 第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。
- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

- 第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

- 第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によ

って定める。

第5章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の監査の範囲)

第 37 条 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(選任及び解任の方法)

第 38 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 39 条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第 43 条 剩余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社ウォーターサービス五木 の定款とする。

平成 29 年 1 月 31 日

奈良県葛城市當麻 44 番地の 3

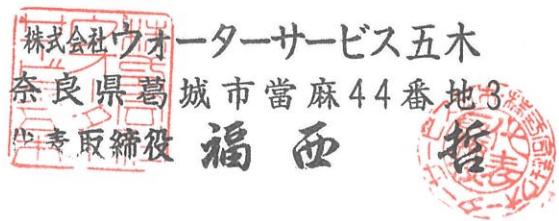
株式会社ウォーターサービス五木

代表取締役 福 西 哲



令和 3年 2月 25日

現行のものと相違ありません。



第一二七八六五号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 奈良県

氏名 溝畠 徹

昭和五十一年十一月三日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免狀を交付する。

平成十九年一月二十九日

厚生労働大臣 柳澤信夫

第一五三九四一號

給水装置工事主任技術者免状

本籍　岡山县

氏名　田中 健太郎

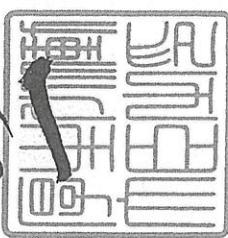
昭和五十二年一月八日生

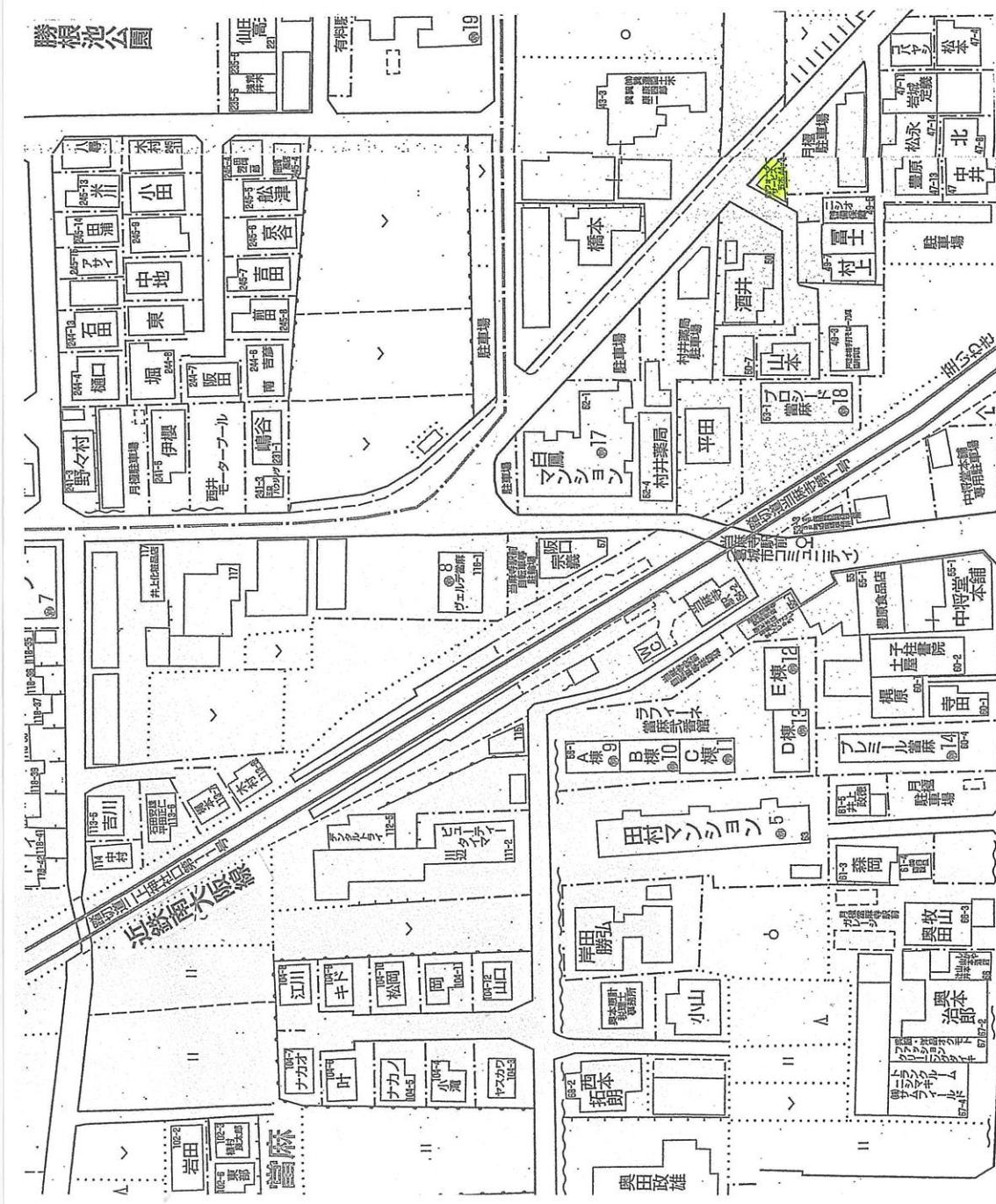
水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

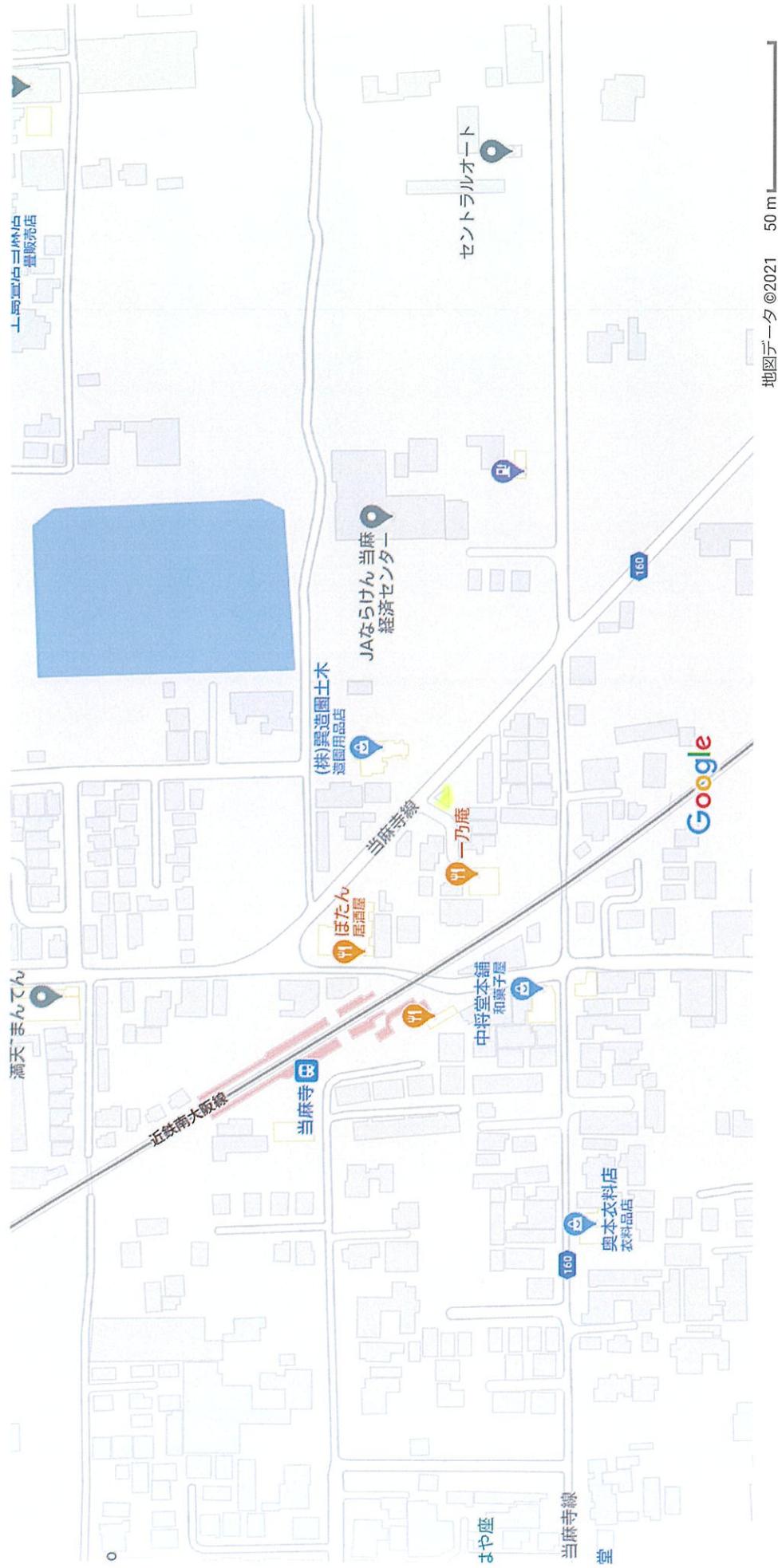
平成二十一年五月二十五日

厚生労働大臣

附
付
手
記



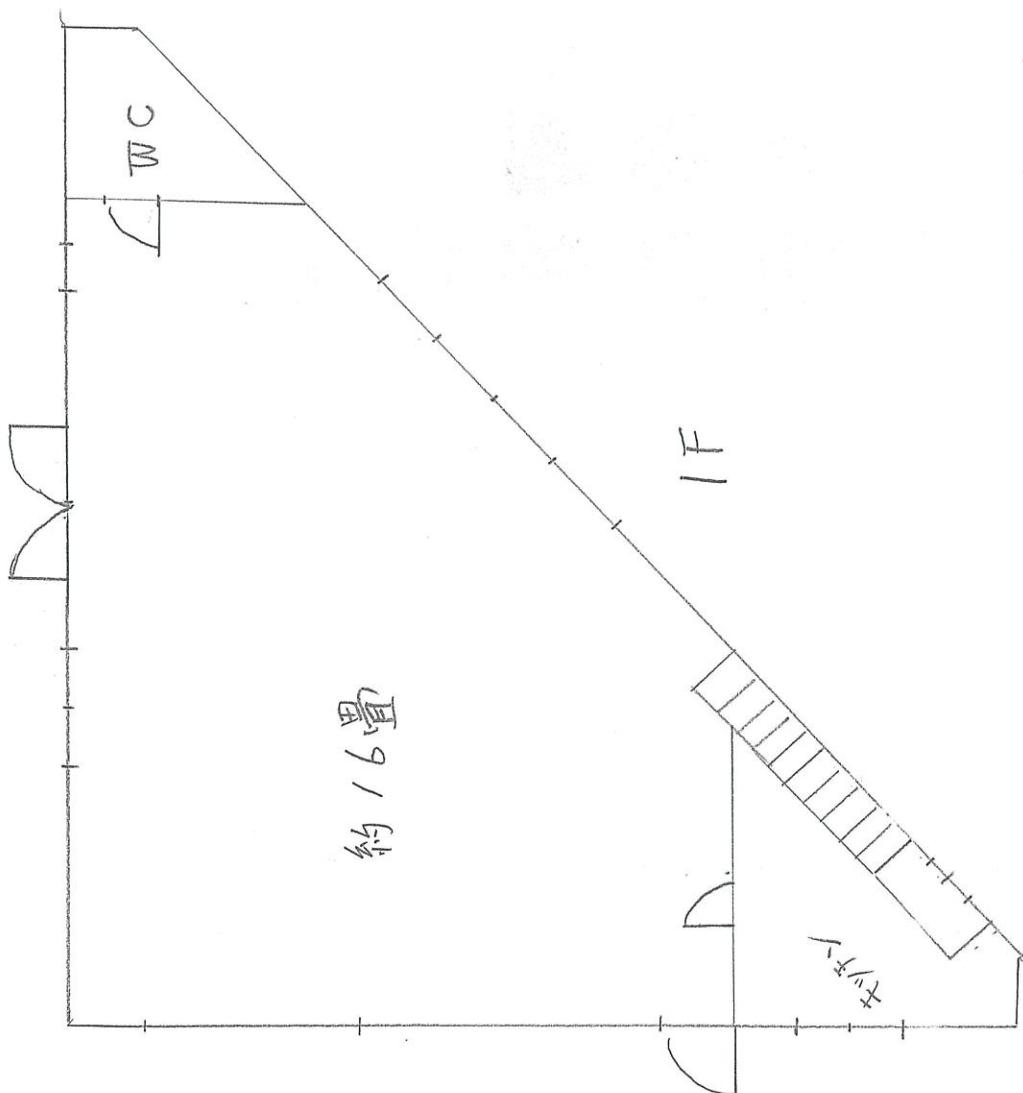
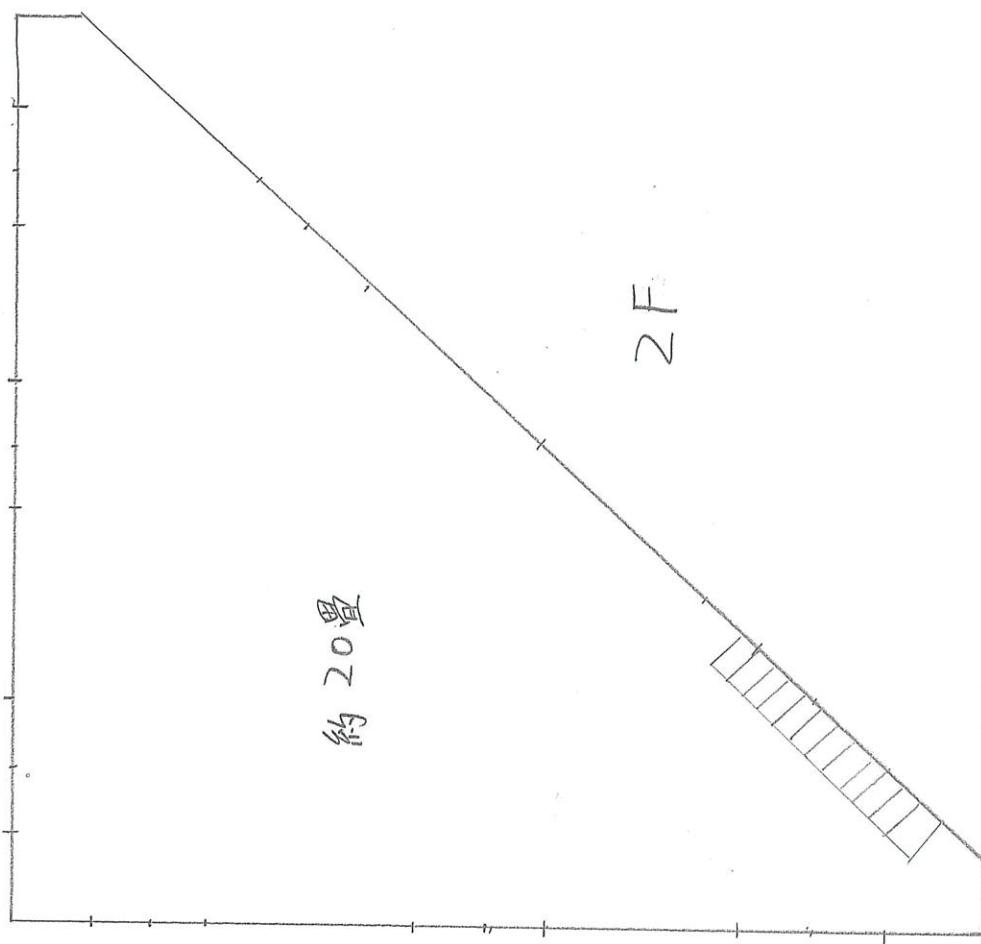




地図データ ©2021

50 m

奈良県葛城市當麻44番地3
株式会社ウオーターサービス五木
代表取締役 福田哲
TEL 0745-48-0225 FAX 0745-48-0226





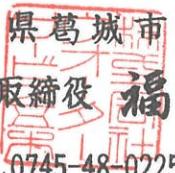


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 2 月 25 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社ウォーターサービス五木

住所 奈良県葛城市當麻44番地3


代表者氏名
フリガナ
電話番号
FAX番号
メールアドレス

代表取締役 福西哲

TEL 0745-48-0225 FAX 0745-48-0226
info@waterservice-itsuki

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年2月25日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

株式会社ウォーターサービス五木
奈良県葛城市當麻44番地3
代表取締役 福西

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ウォーターサービス五木	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
三浦 伸也 田中 健太郎	第 237865号 第 253942号	

(備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

第一二七八六五号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 奈良県

氏名 溝畠 徹

昭和五十一年十一月三日生

水道法(昭和二年法律第二十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免狀を交付する。

平成十九年一月二十九日

厚生労働大臣 柳澤俊夫

第一五三九四一號

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 岡山県

氏名 田中 健太郎

昭和五十二年一月八日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免狀を交付する。

平成二十一年五月二十五日

厚生労働大臣

井川 伸

